

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 5     | 個人市県民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、個人市県民税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

個人市県民税の賦課に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

## 評価実施機関名

高知県南国市長

## 公表日

令和6年12月18日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 個人市県民税の賦課に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 地方税法に基づき、個人市県民税の賦課を行うとともに、所得・課税証明書を発行する。<br>特定個人情報は以下の事務で取り扱う。<br>・申告情報の受理に係る事務<br>・他自治体からの調査回答、他自治体への税務調査に係る事務<br>・個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知発送に係る事務<br>・住民登録外の課税に伴う他自治体への通知に係る事務<br>・個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定、並びにその通知に係る事務<br>・住民・給与支払者等からの各種申請・届出書の受理に係る事務<br>・他市課税であることが判明した場合の資料回送に係る事務<br>・賦課情報に基づく所得・課税証明書の発行に係る事務  |
| ③システムの名称                 | 個人住民税システム<br>課税支援システム<br>収納システム<br>地方税ポータルシステム<br>住民基本台帳システム<br>宛名連携システム<br>住民基本台帳ネットワークシステム<br>中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 個人住民税情報ファイル              |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24の項<br>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | <選択肢><br>[ 実施する ]<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 1. 情報提供の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,39,42,48,49,53,57,58,59,65,66,69,73,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,115,118,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158の各項<br>(2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第 3,4,5,7,9,13,16,17,22,30,41,44,50,51,55,59,60,61,67,68,71,75,78,83,85,86,88,89,90,91,92,93,94,98,100,108,117,120,127,131,132,134,139,140,142,143,144,146,153,154,157,158,160条<br>2. 情報照会の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 48項<br>(2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第50条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 税務課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |

|   |   |
|---|---|
| <b>6. 他の評価実施機関</b>  |   |
| なし  |   |
| <b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>   |   |
| 請求先   | 〒783-8501<br>高知県南国市大桶甲2301番地<br>南国市役所 税務課<br>TEL 088-880-6554(直通) |
| <b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>   |   |
| 連絡先   | 〒783-8501<br>高知県南国市大桶甲2301番地<br>南国市役所 総務課<br>TEL 088-880-6551(直通) |
| <b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span> |   |
| 適用した理由  |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |               |  |
|---|---------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |               | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |               |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |               |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>                            |               |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ 課題が残されている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span> |               |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>          |               |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |  |
|---|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている</p>  |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠                                       | 番号連携サーバー・中間サーバーを操作する時は、常に相互に確認しながら作業をしている。   |
| 9. 監査                                       |  |
| 実施の有無                                       | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発                            |  |
| 従業員に対する教育・啓発                                | <p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れて行っている<br/>           2) 十分に行っている<br/>           3) 十分に行っていない</p>   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | <p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>           3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>           4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>           5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>           6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>           8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>           9) 従業員に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠                                       | 番号連携サーバー・中間サーバーを操作できる権限を付与された正職員は全員だが、操作時は、常に相互に確認しながら操作している。  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|-----------|
| 平成28年4月1日  | 5. 評価実施機関における担当部署                              | ②所属長 課長 川村 英嗣   | ②所属長 課長 山田 恭輔  | 事後   | 人事異動後     |
| 平成29年4月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1.対象人数                            | いつの時点の計測か<br>平成27年12月1日時点   | いつの時点の計測か<br>平成29年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新   |
| 平成29年4月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1.取扱者数                            | いつの時点の計測か<br>平成27年12月1日時点   | いつの時点の計測か<br>平成29年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新   |
| 平成29年7月12日 | I 関連情報<br>3.個人番号の利用                            | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<br>第9条第1項 別表第一の16   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<br>第9条第1項 別表第一の16<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条   | 事後   | 主務省令の記載   |
| 平成29年7月12日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>② 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120 項 | (情報照会)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二 27項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条<br>(情報提供)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120 項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-2,23,25,26-2,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2条 | 事後   | 主務省令の記載   |
| 平成30年4月1日  | 5. 評価実施機関における担当部署                              | ②所属長 課長 山田 恭輔   | ②所属長 課長 高野 正和  | 事後   | 人事異動後     |
| 平成30年4月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1.対象人数                            | いつの時点の計測か<br>平成29年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>平成30年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新   |
| 平成30年4月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1.取扱者数                            | いつの時点の計測か<br>平成29年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>平成30年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新   |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|--|--|---|------|-------------|
| 平成31年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目<br>1.対象人数                            | いつの時点の計測か<br>平成30年4月1日時点   | いつの時点の計測か<br>平成31年4月1日時点  | 事後   | 計測時点の更新     |
| 平成31年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目<br>1.取扱者数                            | いつの時点の計測か<br>平成30年4月1日時点   | いつの時点の計測か<br>平成31年4月1日時点  | 事後   | 計測時点の更新     |
| 平成31年4月1日 | Ⅳ リスク対策  |  | (新規項目)  | 事後   | 項目が新規に追加された |
| 平成31年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署                              | 課長 高野正和  | 課長  | 事後   | 項目の変更       |
| 令和2年4月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>② 法令上の根拠 | (情報照会)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二 27項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条<br>(情報提供)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120 項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22-2,23,25,26-2,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,44,44-2,45,47,49,49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2条 | 1. 情報提供の根拠<br>(1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,74,80,84,85の<br>2,87,91,92,94,97,101,103,106,107,108,113,114,116,117,120の各項<br>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)<br>第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,27,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4,44,44-2,45,47,49,49-2,51,53,54,55,58,59,59-2,59-2-2,59-3条<br>2. 情報照会の根拠<br>(1) 番号法第19条第7号 別表第二 27項<br>(2) 番号法別表第二省令 第20条 | 事後   |             |
| 令和2年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>1. 対象人数                          | いつの時点の計測か<br>平成31年4月1日時点   | いつ時点の計測か<br>令和2年4月1日時点  | 事後   | 計測時点の更新     |
| 令和2年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>2. 取扱者数                          | いつの時点の計測か<br>平成31年4月1日時点   | いつ時点の計測か<br>令和2年4月1日時点  | 事後   | 計測時点の更新     |
| 令和3年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>1. 対象人数                          | いつの時点の計測か<br>令和2年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>令和3年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新     |
| 令和3年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>2. 取扱者数                          | いつの時点の計測か<br>令和2年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>令和3年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新     |



| 変更日      | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|----------|---|---|--|------|------------|
| 令和3年9月1日 | I 関連情報<br>4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>② 法令上の根拠 | 1. 情報提供の根拠<br>(1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,74,80,84,85の<br>2,87,91,92,94,97,101,103,106,107,108,113,114,116,117,120の各項<br>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)<br>第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,27,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4,44,44-2,45,47,49,49-2,51,53,54,55,58,59,59-2,59-2-2,59-3条<br>2. 情報照会の根拠<br>(1) 番号法第19条第7号 別表第二 27項<br>(2) 番号法別表第二省令 第20条 | 1. 情報提供の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,74,80,84,85の<br>2,87,91,92,94,97,101,103,106,107,108,113,114,116,117,120の各項<br>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)<br>第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,27,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4,44,44-2,45,47,49,49-2,51,53,54,55,58,59,59-2,59-2-2,59-3条<br>2. 情報照会の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 27項<br>(2) 番号法別表第二省令 第20条                                  | 事後   | 番号法改正に伴う変更 |
| 令和4年4月1日 | I 関連情報<br>4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>② 法令上の根拠 | 1. 情報提供の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,74,80,84,85の<br>2,87,91,92,94,97,101,103,106,107,108,113,114,116,117,120の各項<br>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)<br>第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,27,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43-3,43-4,44,44-2,45,47,49,49-2,51,53,54,55,58,59,59-2,59-2-2,59-3条<br>2. 情報照会の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 27項<br>(2) 番号法別表第二省令 第20条 | 1. 情報提供の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の<br>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の各項<br>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)<br>第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,27,28,31,31-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,39-2,40,43,43-3,43-4,44,44-5,45,47,49,49-2,51,53,54,55,58,59,59-2-2,59-2-3,59-3,59-4条<br>2. 情報照会の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 27項<br>(2) 番号法別表第二省令 第20条 | 事後   |            |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|-----------|---|--|---|------|------------|
| 令和4年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>1. 対象人数                             | いつの時点の計測か<br>令和3年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>令和4年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新    |
| 令和4年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>2. 取扱者数                             | いつの時点の計測か<br>令和3年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>令和4年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新    |
| 令和5年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>1. 対象人数                             | いつの時点の計測か<br>令和4年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>令和5年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新    |
| 令和5年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>2. 取扱者数                             | いつの時点の計測か<br>令和4年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>令和5年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新    |
| 令和5年8月30日 | I 関連情報<br>3.個人番号の利用<br>7. 特定個人情報の開示・訂<br>正・利用停止請求 | 〒783-8501<br>高知県南国市大埴甲2301番地<br>南国市役所 総務課<br>TEL 088-880-6551(直通)  | 〒783-8501<br>高知県南国市大埴甲2301番地<br>南国市役所 税務課<br>TEL 088-880-6554(直通)   | 事後   | 請求先変更      |
| 令和6年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>1. 対象人数                             | いつの時点の計測か<br>令和5年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>令和6年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新    |
| 令和6年4月1日  | Ⅱ しきい値判断項目<br>2. 取扱者数                             | いつの時点の計測か<br>令和5年4月1日時点  | いつの時点の計測か<br>令和6年4月1日時点   | 事後   | 計測時点の更新    |
| 令和6年10月1日 | I 関連情報<br>3.個人番号の利用                               | 行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律<br>第9条第1項 別表第一の16<br>行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律別表第一の主<br>務省令で定める事務を定める命令 第16条 | ①行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律(平成25年5<br>月31日法律第27号)第9条第1項、別表24の項<br>②行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律別表の主務<br>省令で定める事務を定める命令(平成26年9月<br>10日内閣府・総務省令第5号)第16条 | 事後   | 番号法改正に伴う変更 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|-----------|---|--|--|------|------------|
| 令和6年10月1日 | I 関連情報<br>4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠  | 1. 情報提供の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の<br>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の各項<br>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)<br>第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,27,28,31,31-2-2,31-3,32,33,34,35,36,37,38,39,39-2,40,43,43-3,43-4,44,44-5,45,47,49,49-2,51,53,54,55,58,59,59-2-2,59-2-3,59-3,59-4<br>2. 情報照会の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 27項<br>(2) 番号法別表第二省令 第20条 | 1. 情報提供の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,39,42,48,49,53,57,58,59,65,66,69,73,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,115,118,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158の各項<br>(2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第3,4,5,7,9,13,16,17,22,30,41,44,50,51,55,59,60,61,67,68,71,75,78,83,85,86,88,89,90,91,92,93,94,98,100,108,117,120,127,131,132,134,139,140,142,143,144,146,153,154,157,158,160条<br>2. 情報照会の根拠<br>(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48項<br>(2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条 | 事後   | 番号法改正に伴う変更 |
| 令和6年10月1日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業「人為的リスクが発生するリスクへの対策は十分か」 | なし   | 十分である  | 事後   | 新規項目       |
| 令和6年10月1日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業「判断の根拠」                 | なし   | 番号連携サーバー・中間サーバーを操作する時は、常に相互に確認しながら作業をしている。   | 事後   | 新規項目       |
| 令和6年10月1日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策                  | なし   | 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  | 事後   | 新規項目       |
| 令和6年10月1日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策「当該対策は十分か【再掲】」    | なし   | 十分である  | 事後   | 新規項目       |

| 変更日       | 項目                                  | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|--------|---|------|-----------|
| 令和6年10月1日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策「判断の根拠」 | なし     | 番号連携サーバー・中間サーバーを操作できる権限を付与された正職員は全員だが、操作時は、常に相互に確認しながら操作している。 | 事後   | 新規項目      |